令和5年度上半期の概況について

※特に表記のない数値の単位は百万円とし、切捨てで表示しています。

■JAたじまの概要

	令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末
組合員数	46,706人	46,378人	46,227人
うち正組合員	20,614人	20,272人	20,094人
うち准組合員	26,092人	26,106人	26,133人
組合員戸数	32,613戸	32,406戸	32,327戸
うち正組合員戸数	16,139戸	15,898戸	15,767戸
うち准組合員戸数	16,474戸	16,508戸	16,560戸
出資金	4,329	4,315	4,413
金融店舗数	24店舗	24店舗	24店舗
営農生活ｾﾝﾀｰ数	12センター	12センター	12センター
職員数	705人	702人	692人

■主要勘定の状況

	令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末
貯　金	375,031	373,227	373,958
貸出金	55,777	56,858	58,841
預　金	302,070	296,341	293,250
有価証券	9,558	10,692	14,442
長期共済保有高	970,617	953,815	925,676

（注）有価証券は取得金額で表示しています。

■単体自己資本比率

令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末
13.54%	13.54%	13.86%

■有価証券の時価情報

保有区分	令和4年9月末			令和5年3月末			令和5年9月末		
	取得金額	時価	評価損益	取得金額	時価	評価損益	取得金額	時価	評価損益
売買目的	－	－	－	－	－	－	－	－	－
満期保有目的	802	778	△ 23	1,403	1,385	△ 17	3,699	3,495	△ 204
その他	8,756	8,447	△ 309	9,289	8,880	△ 409	10,743	10,079	△ 664
合　計	9,558	9,226	△ 332	10,692	10,266	△ 426	14,442	13,574	△ 868

（注）
1. 時価は市場価格等に基づき表示しています。
2. 取得金額は取得原価又は償却原価で表示しています。
3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

■預かり資産の状況

投資信託残高（ファンドラップ含む）

	令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末
投資信託残高（ファンドラップ含む）		222	322

（注）
1. 投資信託残高（ファンドラップ含む）は、「約定日基準」に基づく算出です。
2. 投資信託残高（ファンドラップ含む）の令和4年9月末の実績については、システム都合上取得できないため斜線表示しています。

残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末
残高有り投資信託口座数		402	631

（注）
1. 投資信託残高（ファンドラップ含む）の令和4年9月末の実績については、システム都合上取得できないため斜線表示しています。

■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

区分			債権額	保全額			
				担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		令和4年9月末	527	83	6	437	527
		令和5年3月末	407	62	2	339	405
		令和5年9月末	400	59	2	335	397
危険債権		令和4年9月末	441	47	103	290	441
		令和5年3月末	426	105	60	237	403
		令和5年9月末	485	116	90	278	485
要管理債権		令和4年9月末	－	－	－	－	－
		令和5年3月末	－	－	－	－	－
		令和5年9月末	－	－	－	－	－
	三月延滞	令和4年9月末	－	－	－	－	－
		令和5年3月末	－	－	－	－	－
		令和5年9月末	－	－	－	－	－
	貸出緩和	令和4年9月末	－	－	－	－	－
		令和5年3月末	－	－	－	－	－
		令和5年9月末	－	－	－	－	－
小計		令和4年9月末	969	130	110	728	969
		令和5年3月末	834	167	63	577	808
		令和5年9月末	886	176	93	613	883
正常債権		令和4年9月末	54,835				
		令和5年3月末	56,052				
		令和5年9月末	57,992				
合計		令和4年9月末	55,805				
		令和5年3月末	56,886				
		令和5年9月末	58,878				

（注）

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権
4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。なお、正常債権の債権額については、未収利息が含まれています。